



2025.9.26学習会
マイナ保険証のトラブルはなぜ続くのか?
共通番号いないネット: 原田富弘

マイナ保険証と医療法改正等の状況

[1]マイナ保険証の状況

[2]医療法改正案とさらなる改正の検討

[3]厚労省ヒアリングに向けて



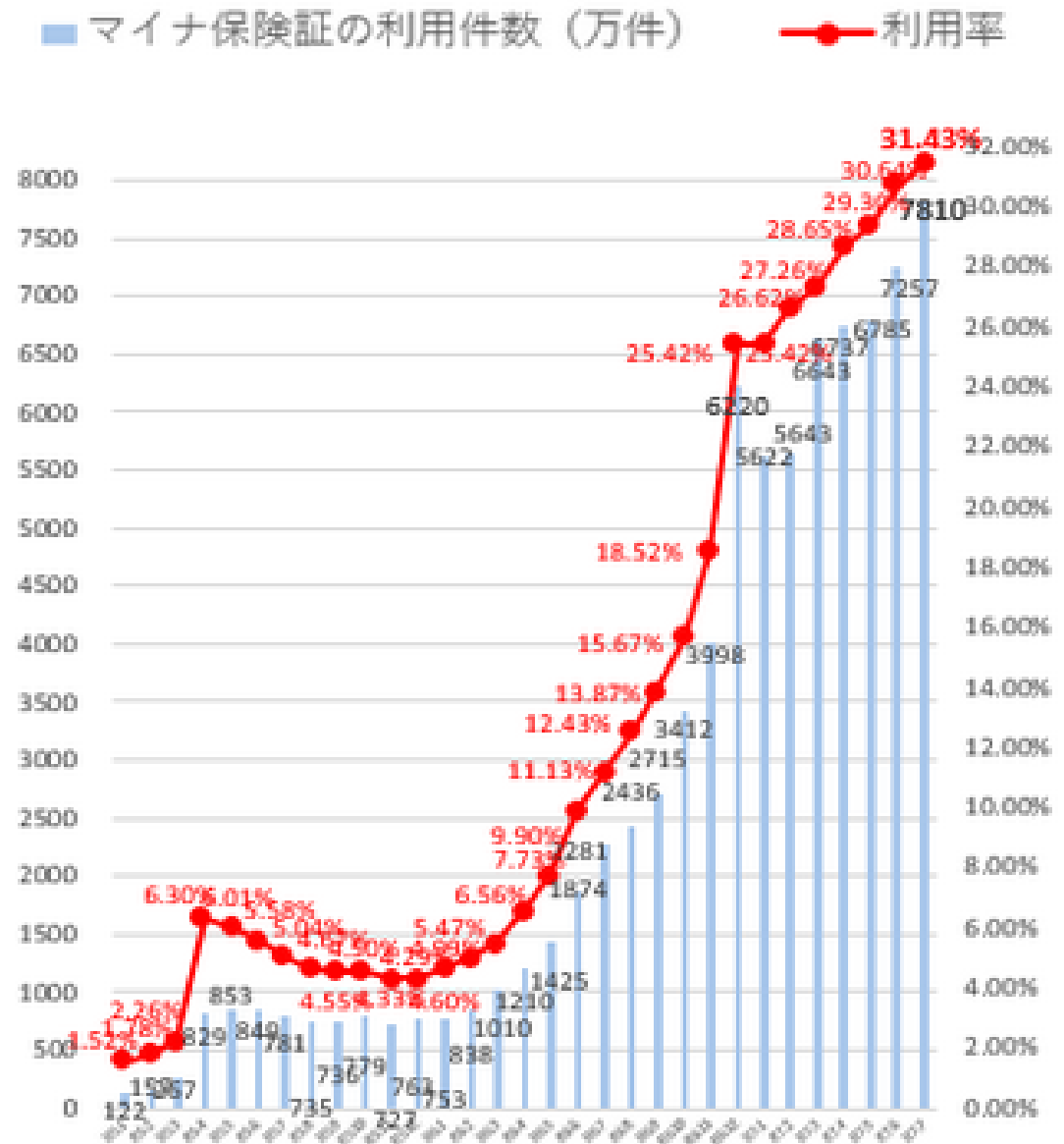
[1] マイナ保険証(オンライン資格確認等システム)の状況

【マイナ保険証利用率】

11月	18.52%
12月	25.42%←12/2健康保険証交付終了
1月	25.42%
2月	26.62%
3月	27.26%
4月	28.65%
5月	29.30%
6月	30.64%
7月	31.43%

【マイナ保険証利用登録解除】

11月	13,147件(10/28～11/30)
12月	32,067件
1月	13,212件
2月	10,724件
3月	15,082件
4月	14,593件
5月	12,915件
6月	12,263件
7月	28,863件
計152,866件	



健康保険証有効期限切れに対し厚労省が打ち出す弥縫策

- ▼2025/4/3 75歳以上の後期高齢者は、マイナ保険証の有無にかかわらず、2026年夏まで1年間、資格確認書を全員に職権交付
 - ▼2025/6/27 国保保険証の有効期限が切れても、来年3月末までは、被保険者番号等でオンライン資格確認等システムに資格情報を照会して、医療機関等は保険請求してよい
 - 「健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱い」(令和7年6月27日事務連絡)抜粋
 - しかし、令和7年8月1日以降、多数の自治体で国民健康保険の健康保険証が有効期限切れにより順次失効していくことにより、気がつかずに有効期限が切れた健康保険証を引き続き持参してしまう患者、健康保険証の切り替えに伴って通知された「資格情報のお知らせ」のみを持参する患者が保険医療機関等を訪れることも当面は想定される。
 - 患者が有効期限を迎えた従来の健康保険証からの切り替えやマイナ保険証の電子証明書の有効期限の更新等への対応が必要な中において、こうした場合の移行期の対応として、患者に10割の負担を求めるのではなく、保険給付を受ける資格を確認した上で適切に受診が行われるよう、被保険者番号等によりオンライン資格確認システムに資格情報を照会するなどした上で、患者に対して3割等の一定の負担割合を求めてレセプト請求を行うこととする運用は、保険医療機関等の現場における実態を勘案すれば、暫定的な対応として差し支えないものとする。
 - こうした移行期における暫定的な対応は、最後に切り替わる自治体の健康保険証の有効期限が令和7年12月1日であることに鑑み、令和8年3月末までの対応とし、あわせて、保険医療機関等から患者に対し、次回以降はマイナ保険証又は資格確認書を持参いただくよう働きかけることについて御協力いただきたい。
 - ▼2025/8/5 後期高齢者医療証も、7月末に有効期限が切れても、同様に来年3月まで保険請求してよい
- ※いずれも医療機関には義務ではなく「お願い」

9/19～スマホの保険証利用開始・・・医療機関には新たな負担が

▼大部分の医療機関は、あらたにスマホ用のリーダーを追加する必要だが、まだ普及していない

国の補助は1/2
(上限7,000円)

▼事前に準備しないと、いきなりスマホをかざしても使えない

▼スマホに電子証明書を搭載すると、廃棄の際は要注意

スマートフォンでのマイナ保険証は、スマホ用電子証明書の搭載準備を行った上で、医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーで操作をした上で、汎用カードリーダーにかざして利用。

事前準備

○ (iPhoneのみ) 生体認証 (Face ID・Touch ID 等) の登録

※iPhone本体の生体認証 (Face IDまたはTouch ID) が登録されていることが
スマホ用電子証明書の登録 (発行) には必要です。

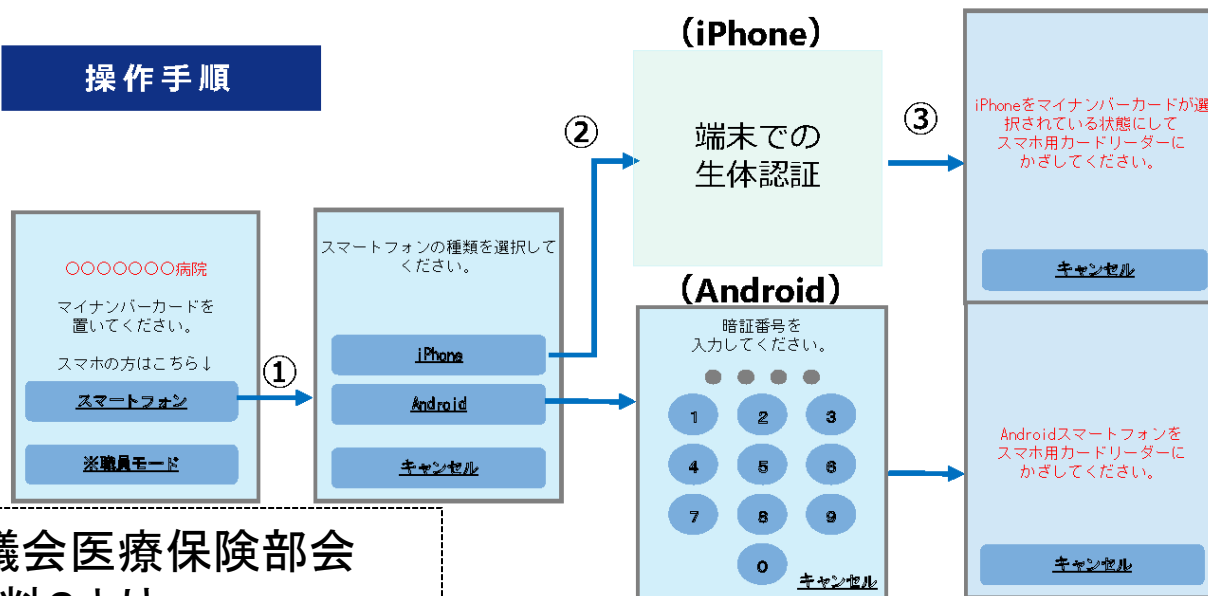
○ スマホ用電子証明書の利用申請

※申請にはマイナンバーカードと署名用電子証明書 (原則15歳以上に発行) が必要です。

○ スマートフォンへの電子証明書の登録

※マイナ保険証の利用登録がお済みでない方は、あわせてマイナポータル上から登録可

操作手順



(参考) 汎用カードリーダーの設置イメージ



【操作の流れ】

- ①顔認証付きカードリーダーでスマホ利用を選択
- ②該当する端末を選び、対応する本人認証を実施
- ③スマホを汎用CRにかざし電子証明書を読み取る

⇒マイナンバーカード利用時と同様に、顔認証付きカードリーダーで同意情報を入力

※初めて受診する医療機関にはマイナンバーカードもあわせてお持ち下さい

スマートフォンのマイナ保険証利用の実証事業の結果

- 実証事業期間中にスマートフォンで資格確認を行った人数は321人（テスト利用と実証期間の中断期間も含む）。AndroidよりもiPhoneの利用が目立った。対象施設でのマイナ保険証の利用率は約5割である一方、マイナ保険証の利用に占めるスマホの割合は1%未満に留まったが、大きな支障なく資格確認を実施できることが確認された。
- 実証事業でスマホを利用した患者からは、利便性向上の意見もあった一方、利用前のスマホの設定や、スマホのかざし方がわかりにくいといった意見もあった。職員からは来院前にスマホ搭載を終えてから受付で利用して欲しいなどの意見があった。

スマホの利用状況（15医療機関等の合計）

デバイス	利用者数
iPhone（生体認証）	252
Android（PIN認証）	69
合計	321

資格確認種別	件数
①オンライン資格確認件数	146,102
②マイナ保険証の利用件数（カード+スマホ）	73,982
③スマホの利用件数（※）	398
マイナ保険証利用率（②÷①）	50.64%
マイナ保険証に対するスマホ利用割合（③÷②）	0.54%

（※）資格確認のログ上は同一患者の利用の重複があるため利用者数より多い

患者・職員の主な意見

（患者）

- カードを出す手間がなくなり、受付がスムーズになった
- カードの持ち歩きによる紛失の心配がなくなった
- スマホの最初の設定が難しかった
- スマホをかざす場所や端末の操作方法がわからなかった
- 機種変更時等のセキュリティ面に不安がある

（職員）

- 来院前にマイナンバーカードのスマートフォンへの追加を終えてから受付で利用してほしい
- マイナンバーカードのスマートフォンへの追加に必要な署名用電子証明書のパスワードが分からず利用を断念される方がいた
- 顔認証付きCRの操作をせずにいきなりスマホをかざす方が多い

社保審
医療保険部会
2025/8/28
資料2より

実証事業
でも
患者や
医療機関の
負担が報告

準備が整わ
ないのに
拙速に
利用開始

➡ スマホ利用に当たっての必要な事前準備や留意点について
周知を図っていく

電子証明書の有効期限の状況に応じたマイナ保険証の利用

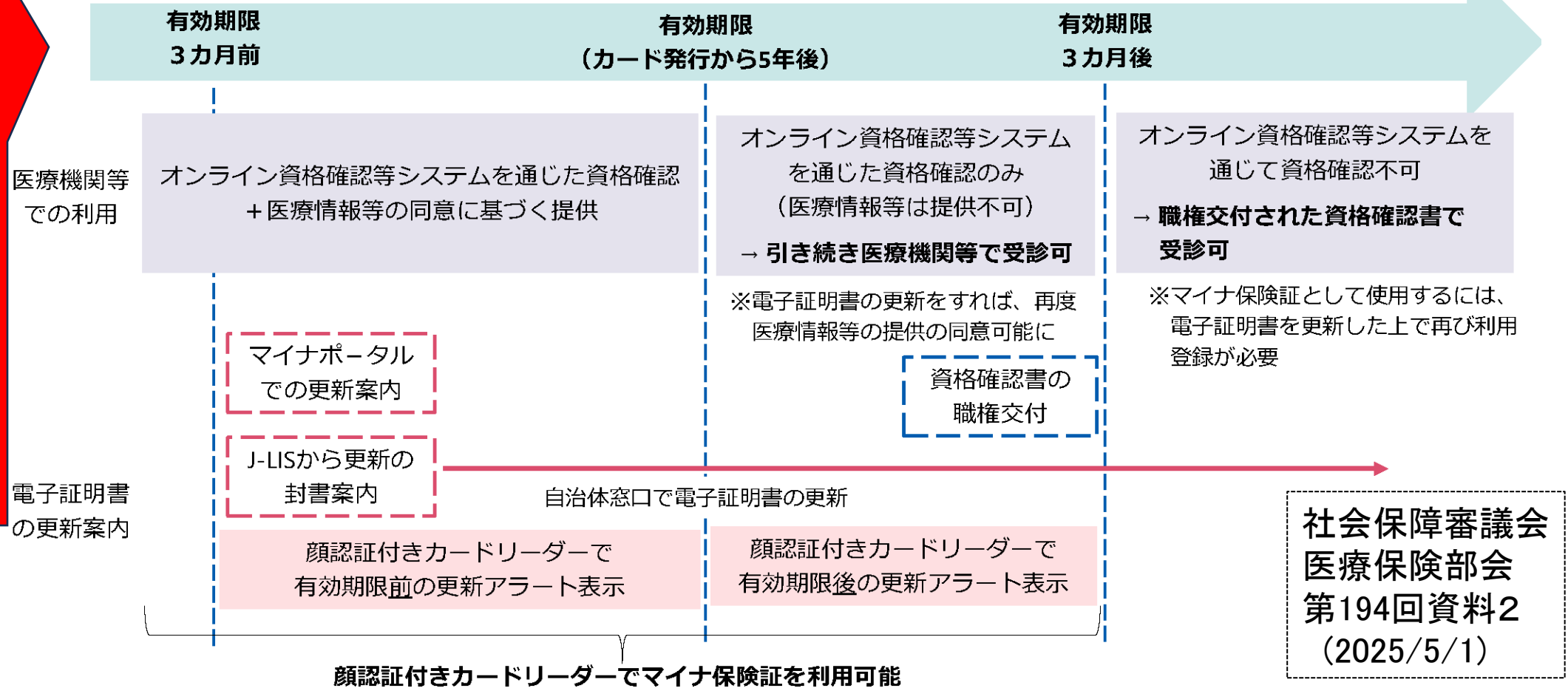
12月2日以降、電子証明書の有効期限が切れても3カ月間は引き続きオンライン資格確認が可能であり、有効期限切れ3カ月後までに保険者から資格確認書を職権で交付。

※有効期限が切れて電子証明書が失効しても、マイナンバーカード本体や資格情報自体は引き続き有効。

電子証明書
有効期限切れへの対応

3カ月間は
資格確認
が可能

更新なく
3カ月経過
すると
資格確認書
を職権交付



※有効期限3カ月後以降は、マイナポータルからDLした資格情報画面（PDF）か、資格情報のお知らせとマイナンバーカードを併せて提示することで受診可能

[2] 医療法改正案(継続審議)とさらなる改正の検討

- ▼医療法等の一部を改正する法律案(厚生労働委継続審議中)
本人同意なき医療情報の提供・共有と二次利用へ

◎電子カルテ情報共有を法律に位置づけ

医療機関は3文書6情報を**本人同意なし**に支払基金に提供・管理。医療機関で共有し本人同意により閲覧
3文書＝診療情報提供書、画像等を含む退院時サマリー、健康診断結果報告書
6情報＝傷病名、アレルギー情報、感染症情報、薬剤禁忌情報、検査情報、処方情報

◎医療等情報の社会資源としての「二次利用」(他の目的での利活用や第三者提供)を容易に

医療・介護など公的データベースから**本人同意なく**連結分析可能な「仮名加工医療情報」の新設
・匿名加工情報……個人識別できる情報の他、個人識別につながる特異な病名や検査値も削除・改変必要
・仮名加工情報……単体で個人を識別できる情報は削除し、精緻な分析や長期の追跡を可能に
利用は「相当な公益性」など規制

◎社会保険診療報酬支払基金の、「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」への改組

- ・診療報酬の審査支払業務と医療DX業務の二つの業務に。
- ・そのための組織改正。医療DX業務担当常任理事の新設
- ・国の関与強化……厚労省の医療情報化推進方針により、基金は「中期計画」を定める

- ▼さらなる医療情報の共有と利活用に向けた検討開始
内閣府「医療等情報の利活用の推進に関する検討会」(9/3～)

9/3～ 内閣府「医療等情報の利活用の推進に関する検討会」

医療等情報の利活用のイメージ及び検討範囲

本検討会のメインの検討範囲は、基本的には、医療等情報の二次利用の更なる推進

9/3 第1回

9/10 第2回

↓
12月中間とりまとめ

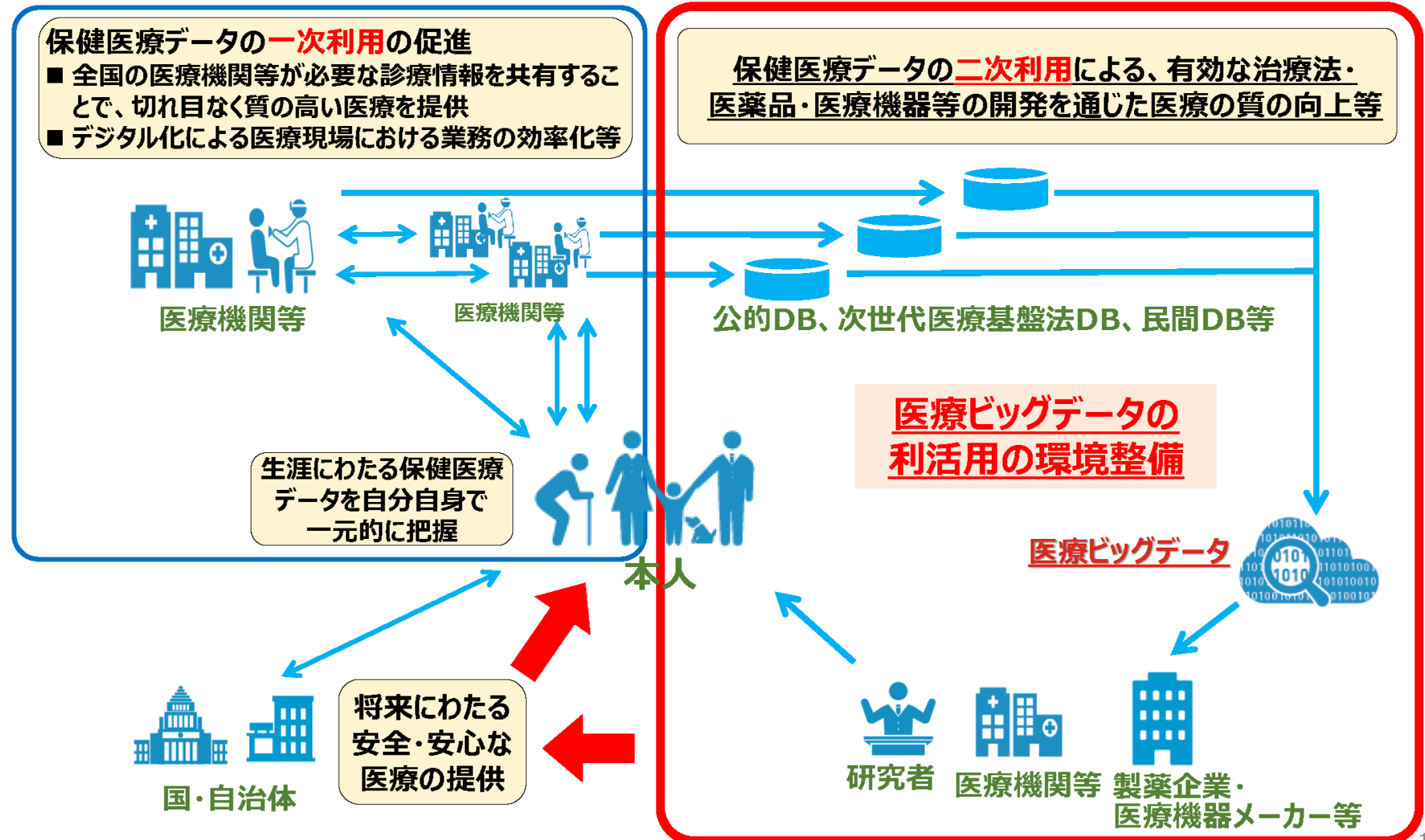
↓
2026夏 議論の整理

↓
2027通常国会に
法案提出

医療等情報の
利活用の推進に
関する検討会
第1回資料2

2025/9/3

<https://www8.cao.go.jp/iryou/studygloup/20250903/agenda.html>



「医療等情報の利活用の推進に関する検討会」の検討事項

① 医療等情報の利活用の重要性

医療等情報の利活用については、医療機関における医療の質の向上、国民の自らの健康増進等の一次利用の面から重要。二次利用の面からは、研究者や企業等のビッグデータの分析を可能とし、治療と結果の因果関係等の分析につながるようにする。これにより、有効な治療法・医薬品・医療機器等の開発を通じた医療の質の向上、医療資源の最適配分や社会保障制度の持続性確保等に資するようにすることが重要。

② 患者の権利利益及び情報の保護等

他方で、医療等情報は機微性の高い情報であり、特定の個人が識別され、情報が漏洩した場合に権利侵害につながるリスクがあることに十分に留意して、医療等情報の利活用が適切に行われることを確保することが必要。また、自らの情報がどのように利用されているか国民が知ることができるようにすることも重要。

③ 今後の検討の方向性

このため、患者本人の権利利益を適切に保護するとともに、医療現場や国民・患者の十分な理解を得ながら、貴重な社会資源である医療等情報の二次利用を適切に推進することのバランスが重要。この点を踏まえて、医学・医療のイノベーションの成果を国民・患者に還元できるようにする。

④ 検討に当たっての留意点

検討に当たっては、現在の医療DXや医療等情報の利活用の進捗状況、EUのEHDS（European Health Data Space）規則のほか、利活用の具体的なニーズと要する費用のバランス、費用負担の在り方、医療現場の負担、知的財産権の保護等も考慮する必要がある。

[3] 厚労省ヒアリングに向けて

2025/5/8保団連記者会見 調査最終報告(2月中旬～4月14日まで実施し、9741 医療機関から回答)

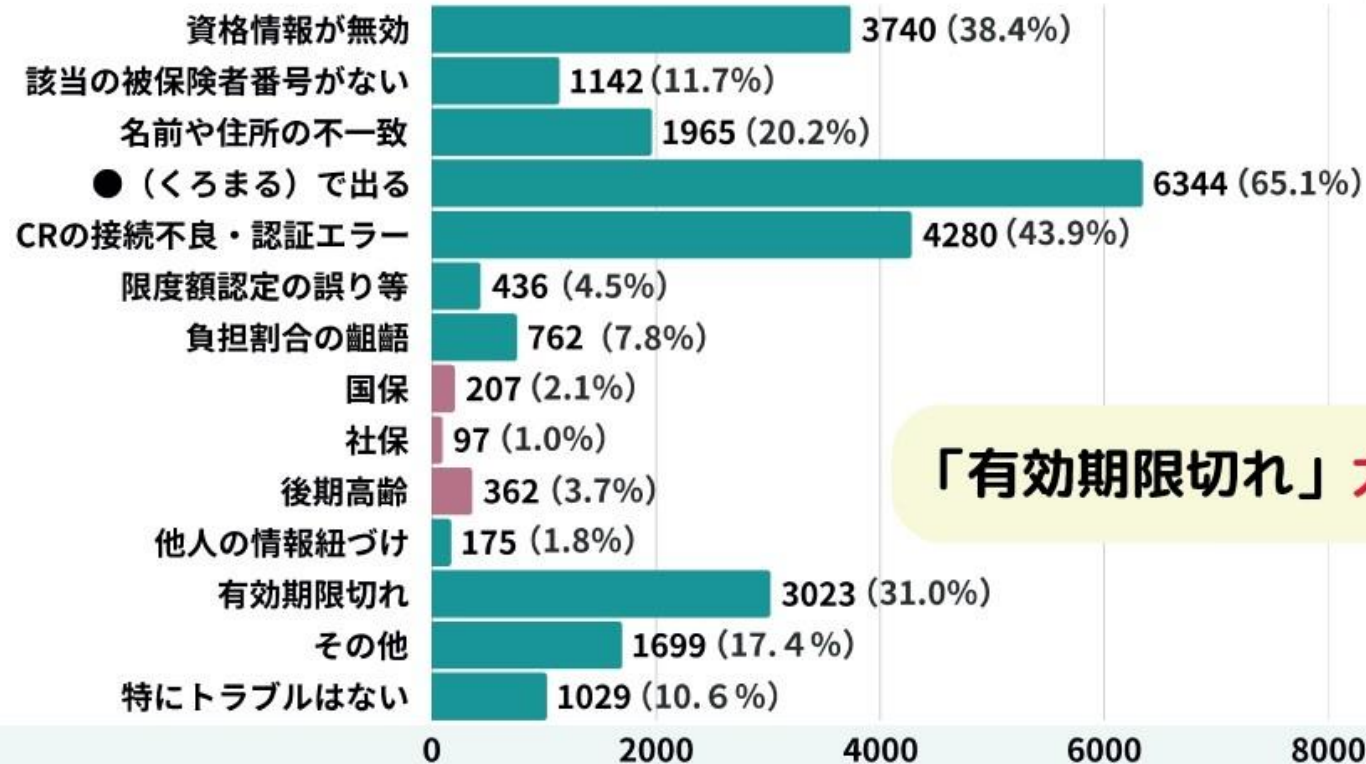
<https://hodanren.doc-net.or.jp/info/news/2025-05-10/>

減らない
医療機関
での
トラブル

06

トラブルの内容(複数回答)

医療機関 9 割で発生



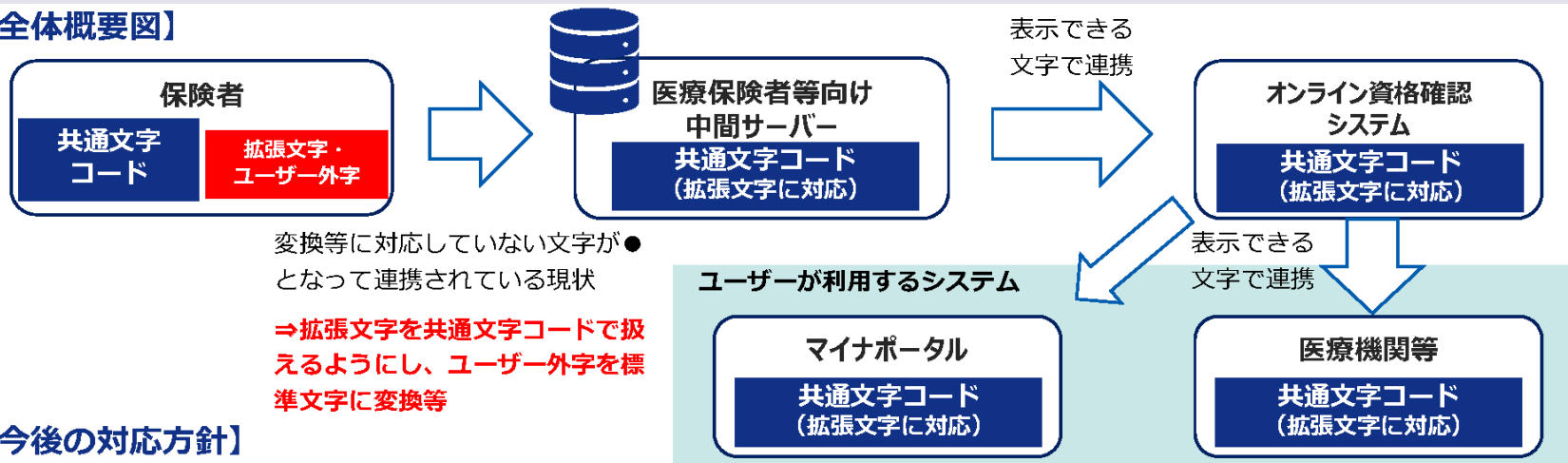
「有効期限切れ」大幅に増加

●（黒丸）が表示される問題への対応

黒丸文字の解消に向けた対応

- 医療保険者等向け中間サーバーに登録されている1.2億件の加入者情報のうち、約550万件（4.4%）の加入者の氏名で、医療機関等のレセコンやマイナポータルで表示したときに黒丸になる文字が含まれている。
- 黒丸表記のままだでもレセプト請求が可能であることを改めて周知するほか、自治体システムの標準化の取組の中で、戸籍、住基、地方税、国保、後期、生保等でも文字の標準化が進むことと併せて、中間サーバーで扱える文字を広げつつ、保険者で登録している外字を標準文字に置き換えることで、黒丸で表示される文字を縮小させていく。

【全体概要図】



【今後の対応方針】

- 保険者で使用している拡張文字への対応**（例：「高」「崎」など）
中間サーバー側で表示可能な文字種別を追加し、保険者から登録があった際に「●」にならずに表示可能に
- 保険者で独自に使用しているユーザー外字への対応**（例：「吉」など）
中間サーバー側で、保険者独自のユーザー外字について、加入者の理解も得ながら、簡易な標準文字か共通の文字コードで対応できる文字への置き換えを行っていき、加入者には、マイナポータルで標準文字に変換した旨をご案内（国保・後期・生保については、保険者で使用するユーザー外字が行政標準文字へと置き換わっていく）
⇒令和8年度中を目途に、大多数の文字の「●」表示の解消を目指す

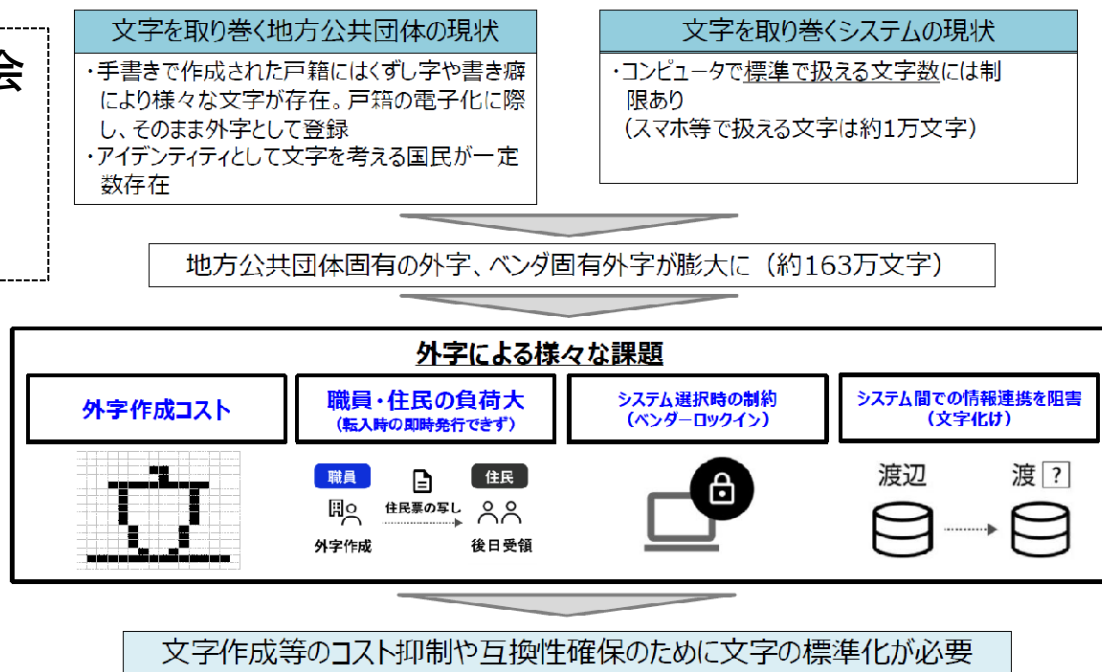
社会保障審議会
医療保険部会
2025/8/28
資料2より

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく文字の標準化

- 令和3年に成立した地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（標準化法）の施行に伴い、原則、令和8年4月1日より、自治体システムで使用する文字について標準化されることとされている。
- これにより、自治体の基幹業務システム（戸籍、住基、地方税、国保、後期、生保など）において使用される文字について、自治体ごとに、順次、行政事務標準文字に置き換えられる。また、外部システムと情報連携する際は、医療保険者等向け中間サーバーを含む個々の外部システムの要件に応じた文字セットで連携される。

地方公共団体情報システムにおける文字の課題

社会保障審議会
医療保険部会
2025/8/28
資料2より

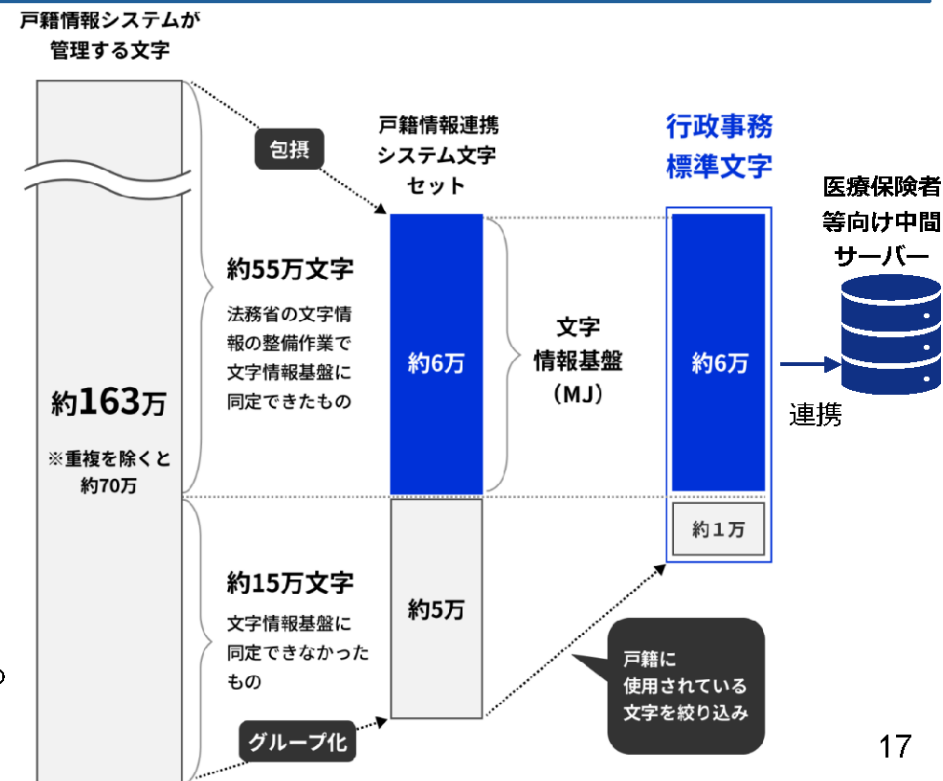


※文字の標準化は、自治体における文字作成等のコスト抑制やシステム間の互換性確保のために字形が異なる文字を標準化するもので、字体（漢字の骨組み）を変更するものではないため、標準化前の文字と同一の文字として扱うこととなる。

（令和7年8月4日付けデ社第457号 デジタル庁留意事項通知抜粋）

（参考）行政事務標準文字の策定

データ管理やシステム間の情報連携を容易にし、行政事務の効率化と住民サービスの向上を図るため、デジタル庁で行政事務標準文字を策定。



厚労省の考える誤った医療保険資格が表示される原因①

ケース3：転職等により保険者を異動した直後の場合

○ 転職等により保険者を異動した直後は、異動先の保険者がデータを登録するまでの間、**タイムラグが生じる**。

この場合、被保険者証等を確認する等の対応を行う（オンライン資格確認上のデータと被保険者証等のデータが異なる場合は、オンライン資格確認上のデータを優先するというルールの例外）。

※保険者は、極力タイムラグが生じないよう、速やかに加入者情報の修正、登録を行う。

「オンライン資格確認」本格運用開始について
(厚生労働省保険局医療介護連携政策課
(2021/10/15))

ケース	支払等に向けた手続き
転職等により保険者を異動した直後に医療機関等を利用	（マイナンバーカードを持参した場合） ○ 医療機関等において資格確認を行うと、「無効」との結果が表示される。 ○ 医療機関等においては、新保険者発行の被保険者証等を有していないかを確認し、有している場合には被保険者証等の情報に基づき自己負担分を請求する。 有していない場合には、10割を請求する。後日、資格情報を医療機関等で確認した上で自己負担割合に応じた額（7割分等）を患者に返す（これまでの紙の被保険者証等を発行するまでのタイムラグと同じ扱い。各保険者において、新規加入者に対して、データ登録までの必要期間を周知予定）。
	（新たな被保険者証等を持参した場合） ○ 医療機関等において資格確認を行うと、「該当資格なし」との結果が表示される。 この場合、医療機関等においては、提示された被保険者証等の情報に基づき請求を行う。

厚労省の考える誤った医療保険資格が表示される原因②

ケース5：医療機関等のオンライン資格確認端末で表示される「高齢受給者証負担割合」と「限度額適用認定証適用区分」の組合せに齟齬が生じる場合

- 医療機関等のオンライン資格確認端末において「高齢受給者証負担割合」（後期高齢者医療制度においては「被保険者証負担割合」。以下同じ）と「限度額適用認定証適用区分」の組合せに齟齬が生じる場合は、遡及して世帯の構成に変更が生じた場合などによることから、医療機関等は保険者に確認する。

「オンライン資格確認」本格運用開始について
(厚生労働省保険局医療介護連携政策課
(2021/10/15))

ケース	支払等に向けた手続き
オンライン資格確認端末において「高齢受給者証負担割合」と「限度額適用認定証適用区分」の組み合わせに齟齬が生じている 【ケース5－1】 高齢受給者証負担割合：1割または2割負担 限度額適用認定証適用区分：現役並み 【ケース5－2】 高齢受給者証負担割合：3割負担 限度額適用認定証適用区分：一般または低所得	○ 現行と同様に、医療機関等の窓口で徴収すべき金額（一部負担金割合、自己負担限度額）について、保険者に確認いただく。

形骸化するマイナ保険証の閲覧時の本人同意

15

2025年2月1日より顔認証カードリーダーの画面が変更になり、医療機関ごとに前回の同意状況を引き継ぎます。

既存画面

同意方法の確認

過去の医療情報等の提供に同意しますか。
【手術／診療、お薬／健診】

全て同意する

個別に同意する

「個別に同意する」を選択した場合

New

同意情報の引き継ぎ

過去の医療情報等の提供に同意しますか。

現在の同意状況を見る

現在の同意状況を引き継ぐ

選択しなおす

「現在の同意状況を見る」を選択した場合

New

前回の同意状況

・手術： ○
・診療、お薬： ○
・健診： ○

戻る

現在受診している医療機関等で過去に登録されている同意情報がある場合は、その同意状況について確認できる

「選択しなおす」を選択した場合

個別同意画面

従前の個別同意画面から変更なし

過去の手術情報を当機関に提供することに同意しますか。

同意する
同意しない

過去の手術以外の診療・お薬情報を当機関に提供することに同意しますか。

同意する
同意しない

過去のお薬情報を当機関に提供することに同意しますか。

同意する
同意しない

過去の健診情報を当機関に提供することに同意しますか。

同意する
同意しない

どちらか（医療機関等によって表示される画面が異なる）

「同意しない」を選ぶまで
3画面
必要に！

初期画面で同意しないが
選べる必要

医療情報等の提供の同意完了

個別同意画面が省略される

「現在の同意状況を引き継ぐ」を選択した場合

現在受診している医療機関等で過去に登録されている同意情報がある場合は、その同意状況を引き継ぐ事ができる

自治体の医療費助成や健診情報をオンライン資格確認に結合

子ども、ひとり親、
障害者等の自治体単
独の医療費助成は、
オン資システムで確
認できず(若年層の利
用率が低い)

↓
オンライン資格確認
等システムにつなぐ
システム＝PMHを
デジタル庁で開発

↓
PMHで自治体の健
診情報・介護情報等も
オン資シスに結合

2023年度から
先行実施
2024年10月時点で
参加自治体は
累計183団体(22都府
県、161市町村)

↓
2026年度以降に
全国展開予定

参考：自治体・医療機関の情報連携基盤 (システム構成図)

